

事務事業マネジメントシート(令和 5年度実績と令和 6年度計画)

令和 6年 8月21日更新

事務事業名		公有地拡大法関係事業				☐ マニフェスト関連 ☐ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	1 自治の健康				所属部	市長公室	課長名	佐藤 美和
	施策	2 行政改革の推進				所属課	企画課	担当者名	八浪 生幸
	施策の柱	12 公有財産の管理運営				所属班	企画広報班	(内線)	1254
予算科目		会計一般	款 2	項 1	目 11	事業連番 11165	根拠法令	公有地の拡大の推進に関する法律 第2	
終了、開始年度		☐ 5年度で終了 ☐ 5年度から開始				事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 18 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」）に基づき、公共用地の先買い(申出・届出)について、買取り協議団体の決定に関する事務を市で行うものである。この制度の活用により、申出・届出を行った地権者への譲渡所得の課税の特例を図ることによって、公有地の拡大の推進に資する事業である。公拡法（第4条、第5条）の趣旨は、土地所有者からの買取りの届出・申出に対し、市町村が買取りを希望する場合に、公に縦覧し買取り者が他になく、本市との用地買取り事務を特定し用地を取得することで、土地所有者に課される譲渡所得への課税に対して15,000千円までの免除の特例措置が講じられることによって、公有地拡大の推進に寄与するものである。平成20年4月1日から、熊本県が決定権者として行ってきた事務が市に移譲され、市が買取り協議団体を決定できることになり、それに伴う適正買取価格であるかの判定など、責任も増している。
【業務の流れ】	提出予定の申出案件等について、市（用地取得担当課）が取得価格の適正性を確認（建設課等）した後、市（企画課）に申出又は届出を行う。市は、公拡法による要件を確認し、他の関係機関等（熊本県）へ買取り希望の照会を行い、買取り協議団体を『合志市』に決定し、用地取得担当課と地権者へ通知する。用地取得担当課は、決定通知を付して税務署に「譲渡所得等の課税の特例の適用に関する確認」の協議を行い、確認後、地権者との用地売買契約、用地取得となる。
【主な予算費目】	なし
【意見や要望】	特に寄せられていない。

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分
①手段(主な活動) 5年度実績(5年度に行った主な活動)(DO) 土地買取希望申し出により、令和5年度は1件に係る事務処理を行った。		6年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN) 予定されている案件はないが、申出及び届出に備えて対応していく。
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位) 件	予算の主な増減の理由
→ ア 公拡法に基づく事務件数	件	
→ イ		
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	(単位) 件	②対象指標(対象の大きさを表す指標)
市が公有地として買い取りをしようとする用地	件	→ ア 市が公拡法に基づき用地取得しようとする事業件数
		→ イ
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	(単位) 件	③成果指標(意図の達成度を表す指標)
公有地拡大法の適用を受けられる。	件	→ ア 公拡法の手続により取得された用地件数
		→ イ
*③成果指標設定の理由と 6年度目標値設定の根拠		総トータルコスト 全体計画 ~ 年度
地権者への税控除を行うことにより、公共用地のスムーズな取得を目指すものであるため、公拡法の適用を受けた用地の件数で本事務事業の成果を図る。		0

(2)各指標・総事業費 の推移		単位	3年度 実績(決算)	4年度 実績(決算)	5年度 目標(当初予算)	5年度 実績(決算)	6年度 目標(当初予算)	7年度 予定	8年度 見込	9年度 見込
① 活動指標	ア イ	件	1 -----	1 -----	2 -----	1 -----	2 -----	2 -----	2 -----	2 -----
② 対象指標	ア イ	件	1 -----	1 -----	2 -----	0 -----	2 -----	2 -----	2 -----	2 -----
③ 成果指標	ア イ	件	1 -----	1 -----	2 -----	0 -----	2 -----	2 -----	2 -----	2 -----
投資 入費 量	事業 内訳	国庫支出金	千円							
		都道府県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円							
		繰入金	千円							
		一般財源	千円							
	(A) 事業費計	(A) 事業費計	千円	0	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち指定経費	千円	0	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち時間外、特勤	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人件 費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	30	0	0	5	0	0	0
		(B)人件費計	千円	117	0	0	18	0	0	0
トータルコスト(A)+(B)		千円	117	0	0	18	0	0	0	

事務事業名	公有地拡大法関係事業	所属部	市長公室	所属課	企画課
-------	------------	-----	------	-----	-----

2 評価の部（CHECK）

*原則は 5 年度的事後評価、ただし複数年度事業は 5 年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 5 年度目標達成度評価	☐ 達成した ☒ 達成しなかった ⇒【原因】 該当案件がなかったため
	② 6 年度目標達成見込み	☒ 目標達成見込みあり⇒【理由】 土地所有者等からの申出によって、この事務事業は生じるが、事務処理が円滑に行われれば目標達成の見込みはある。 ☐ 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】
有効性評価	③ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 届出は法的な義務、申出に対しては、適正な事務処理が円滑にすすむことが成果であり、積極的な事務の拡大や成果の向上を求めるものではなく、事務処理を滞りなくすすめることができる状況を維持するものであり、向上の余地はない。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☒ 他に手段がある⇒（具体的な手段、事務事業） ☒ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 都市計画課の相談に併せて公有地拡大法の届け出が必要がお尋ねがあるが、都市計画部門で確認したほうが効率が良い
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 現状では事業費の発生はないため削減の余地もない。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 権限及び事務移譲に伴い、用地取得担当課の業務は目的に応じた事務事業で行い、用地単価の適正性を確認する業務は建設課、申出・届出に係る一連の業務は企画課が取り扱うが、この事務による関係機関とのやり取りに要する時間は同じである。決定事務の追加、及び案件数にもよるため、人件費の削減はできない。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 市が公共的な利用をするために取得しようとする用地を対象（申出・届出）としており、市が多方面からの検証を行い選定を行ったうえですすめる事務であり、公平・公正である。
役割分担評価	⑧ 行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 役割分担は適正である ⇒【理由】 法に基づいて行政が行う事務手続きであり適正である。

3 評価結果の総括（CHECK）

本市は都市計画区域内であり、開発行為が必要な場合が多く、公有地拡大法の特例で届け出が不要な場合がほとんどである。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（ACTION）

</